

13 平成 23 年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,743	2	1,747	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

- (注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成 23 年 4 月 1 日現在)による。
 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。
 3 平成 23 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体
 夕張市 6.5% (平成 19 年度から) 豊岡市 6.1% (平成 21 年度から)
 4 平成 23 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体
 北本市 5.4% (平成 23 年度分) 大治町 5.6% (平成 23 年度分)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000 円)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,743	2	1,747	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。
 2 平成 23 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体
 夕張市 3,500 円 (平成 19 年度から) 横浜市 3,900 円 (平成 21 年度から)
 3 平成 23 年 4 月 1 日現在の均等割標準税率未満採用団体
 北本市 2,700 円 (平成 23 年度分) 大治町 100 円 (平成 23 年度分)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課 税 団 体
		12.6% ～13.1%	13.2% ～13.9%	14.0% ～14.6%	14.7%	小計		
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	4	4	6	22
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	98	2	10	9	235	256	354	150
人口 5 万未満の市	74	5	6	7	145	163	237	17
町 村	546	10	19	27	305	361	907	31
合 計	720	17	35	43	689	784	1,504	220
構 成 比	47.9%	1.1%	2.3%	2.9%	45.8%	52.1%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。
 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	22	1	—	—	4	5	27	1
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	376	—	1	—	127	128	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,333	1	4	1	384	390	1,723	1
構 成 比	—	77.4%	0.1%	0.2%	0.1%	22.3%	22.6%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。
 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (120,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			120,100円～ 131,900円	132,000円～ 138,900円	139,000円～ 143,900円	144,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	22	1	—	—	4	5	27	1
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	369	—	2	—	133	135	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,326	1	5	1	390	397	1,723	1
構 成 比	—	77.0%	0.1%	0.3%	0.1%	22.6%	23.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (130,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			130,100円～ 142,900円	143,000円～ 149,900円	150,000円～ 155,900円	156,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	368	—	1	—	135	136	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,324	1	4	1	393	399	1,723	1
構 成 比	—	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23.2%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (150,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			150,100円～ 164,900円	165,000円～ 173,900円	174,000円～ 179,900円	180,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	368	—	1	—	135	136	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,324	1	4	1	393	399	1,723	1
構 成 比	—	76.8%	0.1%	0.2%	0.1%	22.8%	23.2%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (160,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			160,100円～ 175,900円	176,000円～ 184,900円	185,000円～ 191,900円	192,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	366	—	1	—	137	138	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,322	1	4	1	395	401	1,723	1
構 成 比	—	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22.9%	23.3%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (400,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	366	—	1	—	137	138	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,322	1	4	1	395	401	1,723	1
構 成 比	—	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22.9%	23.3%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (410,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	366	—	1	—	137	138	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,322	1	4	1	395	401	1,723	1
構 成 比	—	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22.9%	23.3%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (1,750,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	366	—	1	—	137	138	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,322	1	4	1	395	401	1,723	1
構 成 比	—	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22.9%	23.3%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (3,000,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	27	1
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	366	—	1	—	137	138	504	—
人口 5 万未満の市	—	182	—	1	—	71	72	254	—
町 村	—	753	—	2	1	182	185	938	—
合 計	—	1,322	1	4	1	395	401	1,723	1
構 成 比	—	76.7%	0.1%	0.2%	0.1%	22.9%	23.3%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	16
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	469	92.5	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	38	7.5	507	100.0	259
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	38	7.5										
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	201	80.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	47	18.7	251	100.0	182
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	50	19.9										
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	866	92.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	55	5.9	938	100.0	436
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	17	1.8			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	72	7.7										
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,565	90.7	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	140	8.1	1,725	100.0	893
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	20	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	160	9.3										

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。